

令和  
7  
年  
6  
月  
11  
日  
（水）

明  
7  
6  
1  
テ  
3  
—  
5

# 説明資料

〔個人住民税の現年課税化〕

令和7年6月11日（水）

総務省

政府税制調査会 「わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－」  
(令和5年6月)(抄)

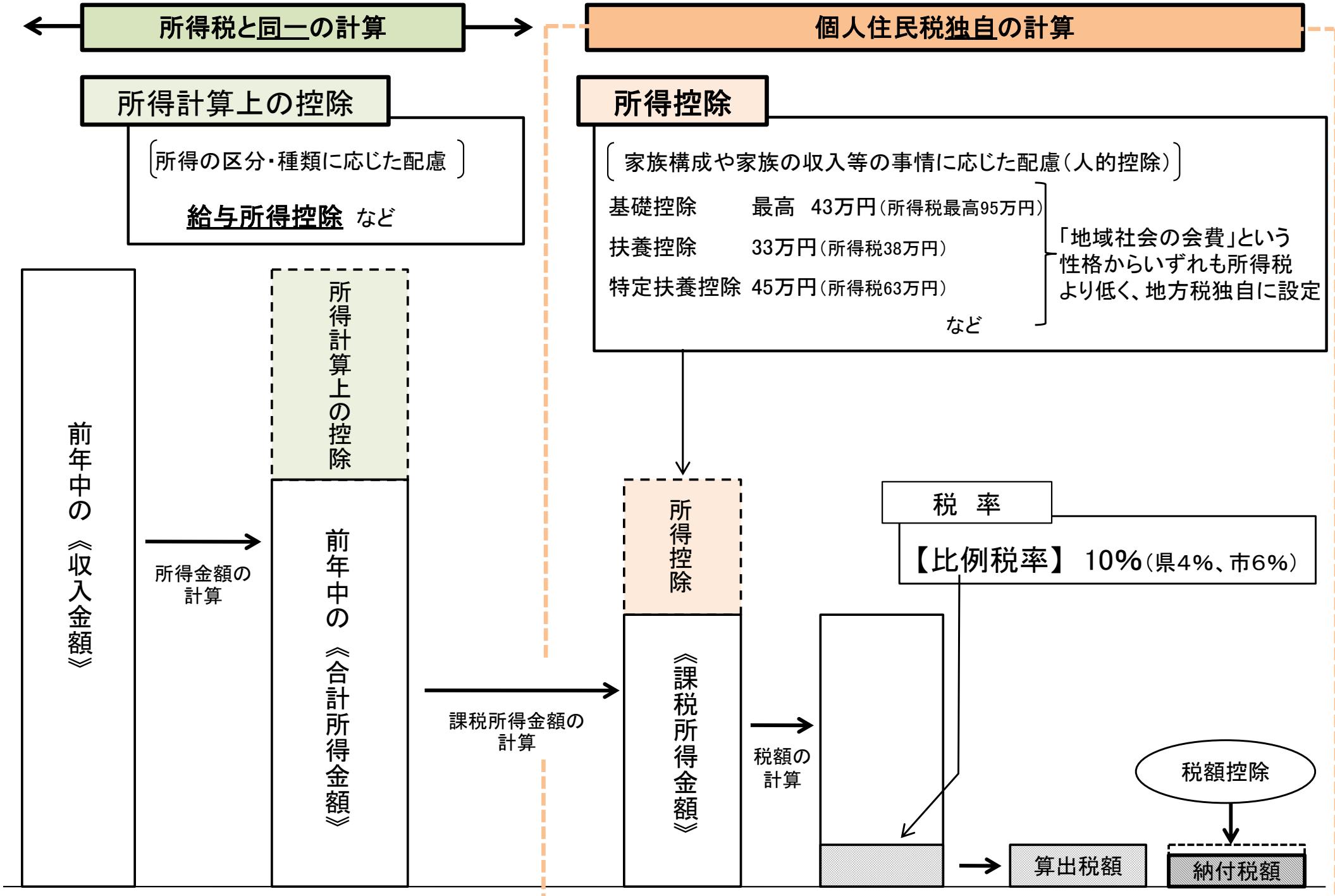
## 2. 個人所得課税の課題

### (1) 働き方など個人のライフコースの選択に中立的な税制の構築

(前略)

個人住民税においては、働き方の多様化や、マイナンバーやデジタル技術の活用等が進んでいくことを念頭に置きながら、現年課税化に係る課題と対応のあり方について検討していくことも重要です。また、地方部における人口の減少、上述のようなライフスタイルの多様化、関連する各種社会保障施策の広がり等といった、地域社会を取り巻く経済社会情勢等の変化にも留意が必要です。

# 個人住民税所得割の計算の仕組み



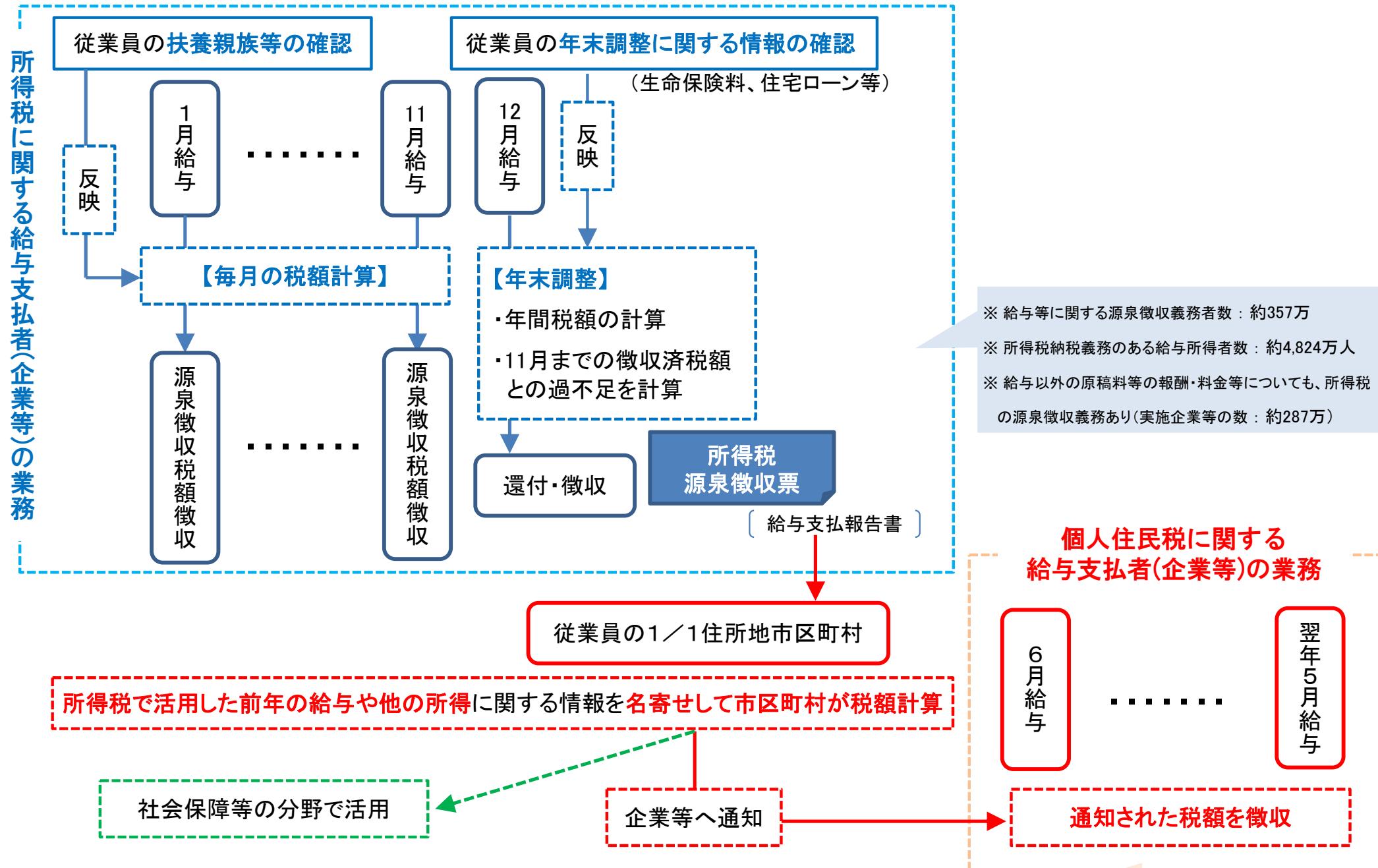
## 個人住民税を前年所得課税としている理由

- 現年所得で課税している所得税と同様の仕組みを個人住民税にも採用する場合、所得の把握等について、所得税・個人住民税での手続に重複感が生じる。このため、個人住民税において、所得税の課税資料を活用することにより、市町村における調査事務の簡素化・効率化が図られる
- 給与支払者(特別徴収義務者)においては、毎月確定した税額を徴収すればよく、所得税のような年末調整が不要となる

ことから、個人住民税については、前年所得に対し課税する仕組みしてきたものと考えられる。

# 所得税・個人住民税の課税・徴収業務の概要(給与所得者の場合)

所得税に関する給与支払者(企業等)の業務



※ 給与等に関する源泉徴収義務者数：約357万  
※ 所得税納税義務のある給与所得者数：約4,824万人  
※ 給与以外の原稿料等の報酬・料金等についても、所得税の源泉徴収義務あり(実施企業等の数：約287万)

※ 給与から住民税が特別徴収されている者：約4,488万人

## (参考)情報の収集・管理(市町村の税務部局による個人所得課税情報の名寄せ)

- 市町村の税務部局は、納税義務者全員について様々な資料や独自調査等による情報を名寄せして所得等の状況を把握している。

### 市町村の税務部局

#### 【課税資料】

給与支払報告書※1  
約5,200万人※2

提出

※1 税務署への源泉徴収票の提出を要しないとされている支払金額500万円以下(一部例外あり)の場合も、市町村には提出。

※2 給与収入のある者のうち納税義務者の数

公的年金等支払報告書※3  
約1,100万人※4

提出

※3 税務署への源泉徴収票の提出を要しないとされている支払金額60万円以下(一部例外あり)の場合も、市町村には提出。

※4 公的年金収入のある者のうち納税義務者の数

確定申告書【写し】  
約2,300万人

税務署から入手

住民税申告書

提出

(国税庁から電子データで送信される)  
報酬・配当・利子等の法定調書※5

税務署から入手

※5 次の5種類の法定調書。①利子等の支払調書、②報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、③配当、剩余金の分配及び基金利息の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤公的年金等の源泉徴収票

名  
寄  
せ  
・  
突  
合  
・  
調  
査

氏名・住所・生年月日等により

#### 【独自調査等による情報】

○所得控除に係る調査による情報

扶養控除・配偶者控除等の対象要件の調査など

○法定調書等の各種課税資料の調査による情報

国税庁から電子データで送信される法定調書以外のものに係る調査など

○給与支払報告書未提出事業所の調査による情報

未提出事業所に対する聴き取り・実地調査など

○申告書未提出者の調査による情報

申告書未提出者に対する聴き取り・実地調査など

- 扶養親族が控除対象要件を満たしているかなどの情報を確認できる。
- 市町村と税務署の間で、新たに捕捉した所得情報等については相互に情報交換

## 現年課税化の意義

個人住民税を現年所得課税とすることの意義については、以下のような点が挙げられる。

- 所得発生時点と納税の時点を近づけることで、前年より所得が減少した者の負担感が減少する(働き方の多様化なども念頭)。  
※ ただし、退職所得、利子、一定の上場株式等の配当や源泉徴収口座内譲渡所得等については、個人住民税においても現年課税が行われている。
- 所得税と同時期に課税が行われる結果、税を負担する者にとって分かりやすいものとなる。
- 収入発生時に税を徴収するため、徴税が容易になり、税収の安定的な確保に資する。

政府税制調査会「長期税制のあり方についての答申」(昭和43年7月・抄)

住民税は、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税のたてまえをとっている。所得発生の時点と税の徴収の時点との間の時間的間隔をできるだけ少なくすることにより、所得の発生に応じた税負担を求めることとするためには現年所得課税とすることが望ましいと考えられるので、この方法を採用する場合における源泉徴収義務者の徴収事務、給与所得以外の者に係る申告手続等の諸問題について、引き続き検討することが適当である。

## 個人住民税を現年課税化する場合の主な論点(給与所得者の場合)

1. 個人住民税の課税方法を、所得税と同様の現年所得課税とした場合、給与支払者(企業等)において、以下に挙げる業務の発生が想定されることについて、どう考えるか。
  - ・ 各給与所得者の源泉徴収税額の算定
  - ・ 各給与所得者の年末調整
  - ・ 各給与所得者の1月1日現在の住所地(納入先市区町村)の把握
  - ・ 各地方団体の個人住民税の税率の把握
2. 課税団体である市町村の以下に挙げる業務について、どう考えるか。
  - ・ 還付、追加徴収事務(市町村が年末調整を行うこととした場合)
  - ・ 所得情報の名寄せ(所得情報は社会保障等の分野で活用)
3. 現年所得課税への切替時の税負担のあり方について、どのような対応を考えられるか。

# 個人住民税の現年課税化に係る関係団体の意見

## 日本商工会議所

令和7年度税制改正に関する意見(令和6年9月)(抜粋)

III. わが国のビジネス環境整備等に資する税制

2. 中小企業の成長や経営基盤強化を阻害する税制措置への反対

(5)事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対

(前略) 特別徴収制度の下で、現年課税化を導入しようとすれば、企業は、従業員の自社以外の給与等の所得や寄附金額等を把握したうえで、従業員の1月1日現在の住所の把握、従業員の住所がある地方自治体ごとに異なる税額計算等に係る事務を行う必要がある。 企業の納税事務負担の増加を招く個人住民税の現年課税化には反対である。(後略)

## 全国町村会

平成27年度政府予算編成及び施策に関する要望(平成26年7月3日)(抜粋)

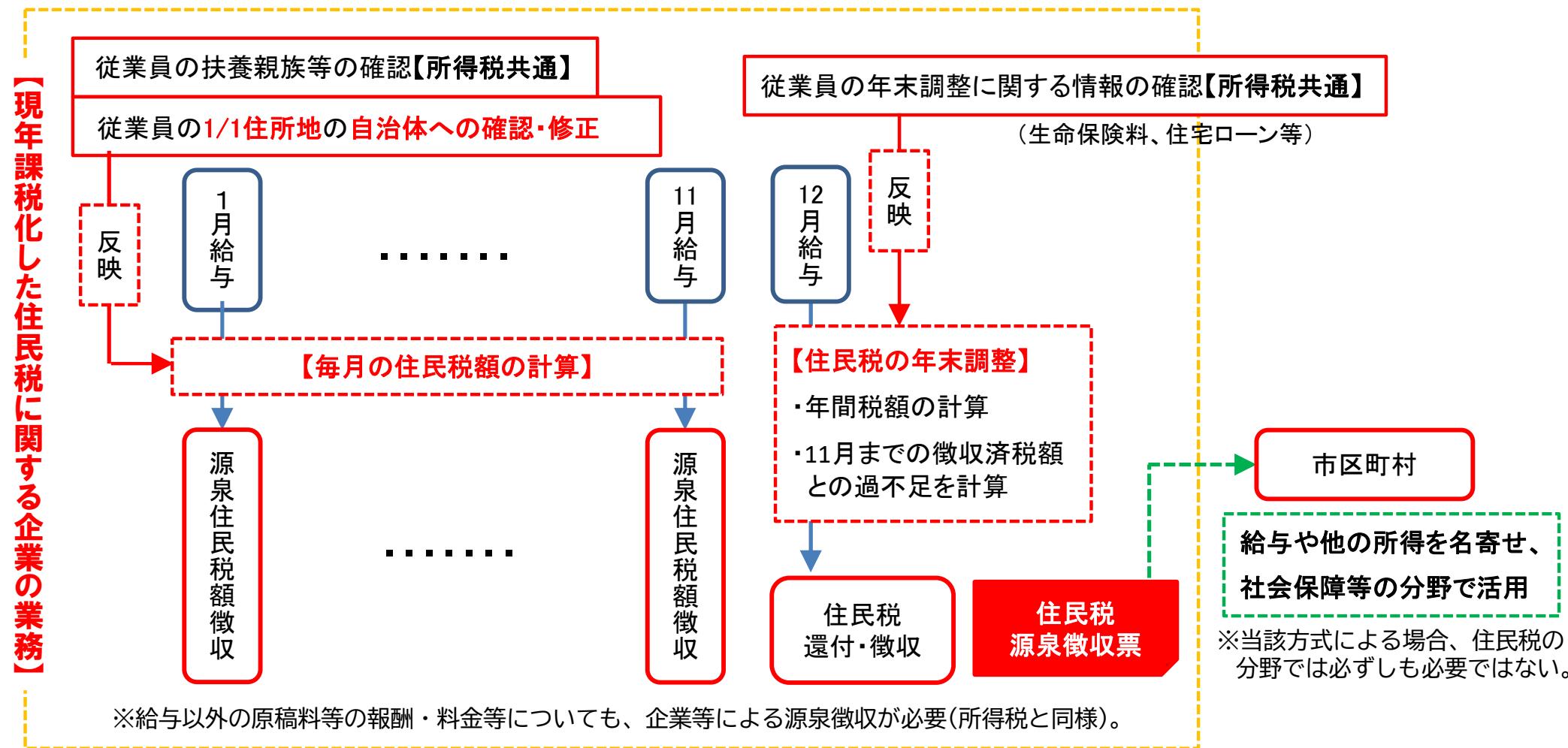
3. 町村財政基盤の確立

1. 町村税源の充実強化

(2) 個人住民税は、負担分任を基調とした基幹税目であることから、その充実強化をはかること。また、個人住民税の現年課税化については、町村や事業主の事務負担が増加することなどから、慎重に検討すること。

# 參 考 資 料

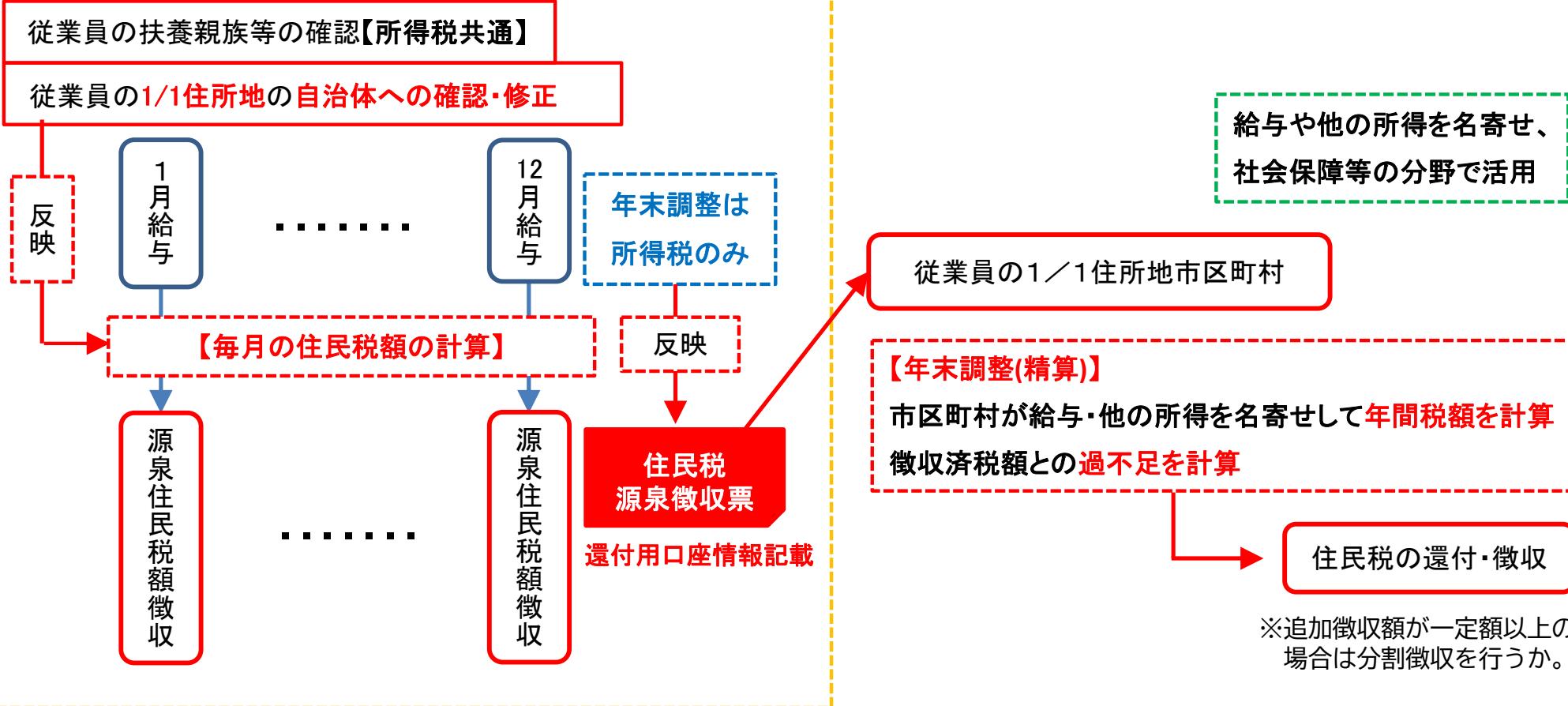
## 住民税を現年課税化した場合の課税・徴収業務のイメージ(所得税方式)



	1/1住所地確認	住民税月額計算	住民税徴収	年末調整
所得税方式	企業	企業	企業	企業
現行	市区町村	市区町村	企業	—

# 住民税を現年課税化した場合の課税・徴収業務のイメージ(市町村精算方式)

## 【現年課税化した住民税に関する企業の業務】



	1/1住所地確認	住民税月額計算	住民税徴収	年末調整(精算)
<b>市町村精算方式</b>	企業	企業	企業	市区町村
現行	市区町村	市区町村	企業	—

※現行制度での還付は、基本的に過誤納に伴う例外的対応。「市町村精算方式」では大量の還付が発生する見込み。